坂井市景観計画

目を閉じて思い浮かぶ美いふるさと坂井

かわることのない懐かしさと安心感、未来を予感させる新しさと期待感

≪目 次≫

序	章	計画策定の背景と目的
		「景観」とは
	2.	今、なぜ「景観」なのか ・・・・・・・・・・・・・ 2
	3.	策定の目的 ・・・・・・・・・・・・3
<u>~</u>	. =	5 早知头面区域
第1		
	1.	坂井市景観計画区域 4
	2.	特定景観計画区域 5
第2) 골	重 良好な景観の形成に関する方針
भा ८	- =	と、「な、京航ツルルに民するカット
	11	
		景観づくりの基本理念 ・・・・・・・・・ 7
		景観づくりの基本目標 ······ 8 暑観づくりの基本方針 ····· 9
	3.	景観づくりの基本方針 9
笋	った	節 湊町地区特定景観計画区域
		#
		景観づくりの方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第	31	節 城周辺地区特定景観計画区域
	1.	景観づくりの目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
	2.	景観づくりの方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・12
** <i>*</i>	, =	こ ウわた見知の形式のとよの仁もの制限に関する事項
第3) 早	恒 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
第	11	節 坂井市景観計画区域(特定景観計画区域を除く。)
		届出の対象となる行為
	2.	良好な景観づくりに向けた行為の制限(景観形成基準) ・・・・・・・・・・14
**	4	
	21	
		届出の対象となる行為 ····· 16 良好な景観づくりに向けた行為の制限(景観形成基準) ···· 17
	∠.	区灯は泉戦ノ、リに凹げた11荷ツ間区(泉戦形成基準)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
笋	31	節 城周辺地区特定景観計画区域
- 1-	-	届出の対象となる行為 ······ 19
		良好か暑観づくりに向けた行為の制限(暑観形成基準) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第4	章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定に関する事項	
	景観重要建造物の指定の方針 23 景観重要樹木の指定の方針 23	
第、	章 屋外広告物の表示及び 屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	Į
第	節 坂井市景観計画区域(特定景観計画区域を除く。)届出の対象となる行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第	節 湊町地区特定景観計画区域届出の対象となる行為 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第	節 城周辺地区特定景観計画区域届出の対象となる行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第(章 景観重要公共施設の整備に関する事項	
第		
	- 「協働」による京観づくりの推進 - 制度・施策の積極的な活用31	

序章

計画策定の背景と目的

1

「景観」とは

景観とは、「景」を「観る」と書きます。すなわち、私たちが「視覚」によって得る情報、視覚的環境像はすべて「景観」と呼ぶことができます。

また、「景観」は、英語の Landscape (ランドスケープ) の訳であり、自然や土地・地域の個性を 大切にすること、部分的な判断ではなく、全体性や総合性を大切にすることが重要となります。

このように、「景観」とは、全体的な広がりをもった視覚的情報として認識されるものであり、 「良い景観」を実現するためには、大きく次の3点を意識することが必要と考えられます。

①広がりや奥行きを意識する

「景観」は、見られるモノ(視対象)、それを見る場所(視点場)、両者を結ぶ線(視線軸)によって構成されますが、実際には、もっと広い視野で空間を捉えています。

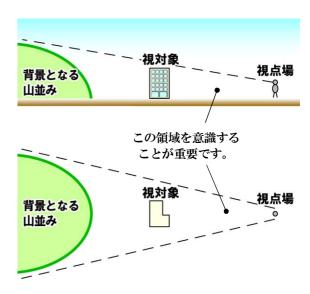
視対象となるモノの周囲や背景にある空間 (景域)を含めて景観を捉えることが重要です。

②場所性・関係性を意識する

どんなに洗練された都会的な建築物や構造物であっても、それを建てる場所が緑豊かな田園や山間、あるいは荘厳な歴史的空間であった場合、その建築物や構造物は、その地域がもっている個性を損ねる要因となってしまいます。

「景観」は、広がりや奥行きをもった空間で 認識されるものであり、田園や山なみ、水辺、 まちなみなどといった、モノを置く場所の周囲 との関係を意識することが重要です。

景域視対象視点場の構成要素



③身近な生活空間、生活様式を意識する

特別に美しい空間のみに配慮していても、美しいふるさと、豊かな暮らしを実感するまでには至りません。身の回りの生活空間に対しても目を向け、美しさが損なわれないように、少しずつでも美しさを高めていくことが重要です。生活景は、暮らしのあり様の表れであり、美しい生活景を実現するためには、市民一人ひとりが、「便利さ」「お手軽さ」だけでなく、「心の豊かさ」「美しさ」を意識したライフスタイルを取り入れることが重要です。

2

今、なぜ「景観」なのか



全国的な「景観」への意識の高まり

これまで我が国は、高度経済成長期を背景として社会資本ストックの量的充足を目指し、一貫して高い投資水準を維持してきましたが、近年においては、人口減少、少子高齢化の進展、地方分権、公共投資の縮小、まちづくりに対する市民の関心の高まり、地球環境問題、価値観やライフスタイルの多様化など、我が国の社会経済情勢は大きな変革期にあります。

このように都市づくりの前提条件がこれまでと大きく様変わりを見せていることから、平成 12 年には『安定・成熟した都市型社会』というキャッチフレーズのもとで都市計画法が抜本 的に改正され、平成 14 年には市民との協働によるまちづくりなどの指針が都市計画法に盛り 込まれました。

また、美しいまちに対する国民的意識の高まりに応えるとともに、観光立国を目指して都市づくりの方向を美しい国づくりへと大きく舵を切ることが「美しい国づくり政策大綱」として宣言され、平成16年には景観に関する総合的な法律として「景観法」が制定されました。

平成 20 年1月1日現在、公示済及び公示予定のものを含め 314 の地方公共団体が景観行政団体として位置づけられ、全国各地で、それぞれの景観特性を活かした積極的な取り組みが進められています。



美しいふるさと坂井の継承、未来への責任

緑豊かで多様な動植物が生息する山なみ、周囲に広がる農地や里山、まちに潤いを与える河川や用水など、四季折々に変化する美しい自然風景をはじめ、これらの自然を背景とする農村集落や往時の雰囲気が漂う歴史的な街なみ、活力ある国土幹線道路など、様々な風景と出会えます。

本市の多彩な風景は、豊かな暮らしを支えてきたにもかかわらず、都市化の波により、山林や農地の減少・荒廃、水辺環境の悪化といった自然環境の破壊、歴史や伝統・文化を重んじる精神の希薄化など、まちの発展の影に美しい自然や歴史、文化が代償になってきた面もあります。

全国的に『美しさ』や『歴史・文化』などを再生する動きが進められている中、坂井市の美 しい自然や固有の歴史や伝統・文化を守り、豊かさを実感できる景観としてしっかりと未来に 受け継いでいくことは、現代を生きる私たちにとって重要な責務であると言えます。



豊かさを実感できる美しいまちづくり

20世紀後半の我が国の経済発展は目覚しいものがあり、私たちの暮らしは随分と便利で快適になりました。しかし、一方で、私たちは豊かさを実感し切れていないのではないでしょうか。

豊かさは、便利さや快適さが充足しているだけでなく、美しさや感動に満ちた暮らしをおくることが可能になって、実感できるものではないでしょうか。

これからは、私たち自身が、実際に生活する地域を見つめ直し、わがまちに誇りと愛着を感じ、楽しみながら少しずつ景観づくりを実践していくことにより、故郷の美しさを磨き、感動体験を積み重ねて、豊かさと暮らしやすさが実感できる坂井市を創り上げていくことが大切です。

これから生まれてくる子どもたちのため、豊かな緑や水辺が心にうるおいを与え、人々の笑顔や活気に満ちた様子に、元気が湧いてくる"美しいふるさと坂井"の実現を目指し、将来を見据えた景観づくりに取り組んでいきます。

3

策定の目的

坂井市では、"目を閉じて思い浮かぶ美しいふるさと 坂井"を目指し、積極的な景観行政を 推進するため、「坂井市景観づくり基本計画」を策定しました(平成20年9月策定)。

これからの景観づくりは、「坂井市景観づくり基本計画」に基づき、市民、企業、まちづくり団体、行政などが目指す方向性を共有し、ともに手を取り合いながら協働して守り、育み、創り上げていく必要があります。

坂井市景観計画は、「坂井市景観づくり基本計画」に定める景観形成の目標等を実現するため、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)に基づき、具体的な行為の制限や景観形成の基準などについて、地域の景観特性に配慮しながら定めるものです。